



たかまる通信 第15号

2008.3.31

討議資料

発行

福岡たかまる後援会

TEL0952-30-0555

e-mail takamaro@takamaro.jp

ホームページ:www.takamaro.jp

「利を争えば乱を長じる」(吉田松陰)

衆議院と参議院の多数がちがう「ねじれ国会」ですが、与野党を超えた合意形成がなかなか進みません。政党である以上、選挙で多数を形成するために相手を批判することは仕方ありませんが、与野党が団結して取り組まなければ国益を損なうテーマについては協調していく姿勢が大切です。

与党は自分たちの案が絶対という姿勢ではなく、相手のいいところは取り入れていく懐の深さが大切です。野党は反対ばかりせず、自分の案を持って話し合いのテーブルに着くことが求められます。

多くの難題が山積する中、お互いの利益ばかりを求めれば国や国民が不幸になることを政治家は肝に銘じるべきです。



福田総理のリーダーシップを求める 「自民党よ、結党の原点に戻れ」



国民の信頼を失いつつある自民党。一月に行われた自民党大会では「党存亡の危機」という言葉が用いられた。多くの方々と接する実感では、この言葉は決して大げさではありません。

なぜ、国民の心が自民党から離れているのでしょうか。立党の精神である「国民のための政党」であると、多くの方に実感されていないからではないかと思うのです。

立党の時に定められた『党の性格』の中に「わが党は、特定の階級、階層のみの利益を代表し、国内分裂を招く階級政党ではなく、信義と同胞愛に立って、国民全般の利益と幸福のために奉仕し、国民大衆とともに民族の繁栄をもたらそうとする政党である」とあります。この言葉をもう一度かみしめなければなりません。

自民党は歴史の変遷の中で、不断の改革を行ってきました。そして現在も着実に改革を行っています。しかし、社会情勢がこれだけ目まぐるしく変化する中で、改革が遅すぎると思われるのではないでしょうか。また、官僚や一部の団体の意見が優先し、国民全体の声が十分に反映されていないと思われていないでしょうか。

参議院選挙では、自民党に厳しい結果が示されました。一度離れてしまった心は、そう簡単には戻りません。「国民のための政治」を死にものぐるいでやらなければとありません。そして、自民党があとがないだけではありません。国会での民主党の行動を見ていると、足を引っ張ってばかり。国民不在の国会では、国民が一番不幸な思いをするのです。

いまこそ、自民党が生まれ変わった姿を見せなければなりません。そのために、福田総理には大いにリーダーシップを発揮して欲しいと思います。福田総理の政権運営は手堅いですが、野球で言えば、あまりエラーをしないかわりに、ホームランもあまり打たない。そつがないことは大切なことですが、同時に日本の将来の姿を示して欲しいのです。そしてその方向にグイグイと引っ張っていくリーダーシップが求められていると思います。

与党である自民党と公明党は責任政党として使命を全うしなければなりません。私もその一員として、しっかりと国民・佐賀県民を見据えた行動をとっていくことをお誓いします。

信頼できる年金制度の確立に向けて

「年金制度を考える」

ほとんどの人が、「年金」に不安を感じています。

一つには、昨年から大きな社会問題となっている年金記録の問題があります。払ったはずのデータがなく、その分の給付が受けられないと

なると、信頼の根幹が揺らぎます。社会保険庁の杜撰な記録管理で多くのの方々にご迷惑をおかけしました。

現在、記録の統合作業を急ピッチで進めています。最後はご本人の確認が必要です。「ねんきん特別便」が送られてきた場合には、し

っかりとチェックをしてください。国会では、決して同じ過ちを繰り返さないとの決意から、社会保険庁を解体する「日本年金機構法案」を成立させました。新たな組織でしっかりと管理していく体制を構築していきます。

もう一つには、年金制度そのものの問題があります。このままでは年金制度が破綻するのではないかと、負担した保険料ほど年金を受給で

きず払い損になるのではないかと、将来の受け取る額が分からない、などの懸念から年金保険料を払わない人がたくさんいます。実際、国民年金では約三分の一の方々が納付していません。

どのようにしたら、信頼できる年金制度になるのでしょうか。私が入会している自民党「年金制度を抜本的に考える会」がこのたび提言をとりまとめました。自民党内でもさまざまな意見があり、党としての見解ではありませんが、ここにご紹介します。

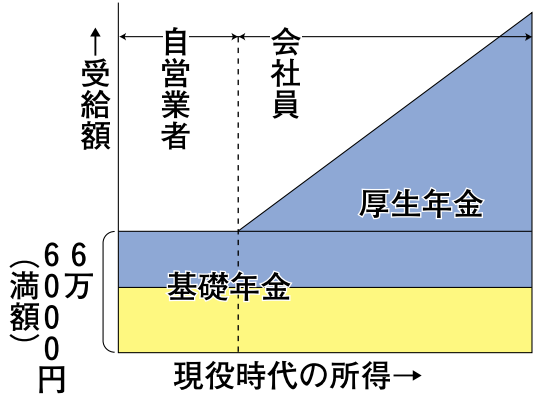
その柱は以下の三点に集約されます。

- ① 税を財源とし、すべての高齢者が月額七万円を受給できる「最低保障年金」
- ② 現役時代の納付額に応じた金額を受給できる「積立年金」
- ③ 夫婦死別後も生活設計ができる「遺族年金」

毎月の保険料を納めるのではなく、最低保障年金を税金でまかなうことで、保険料の未納がなくなると

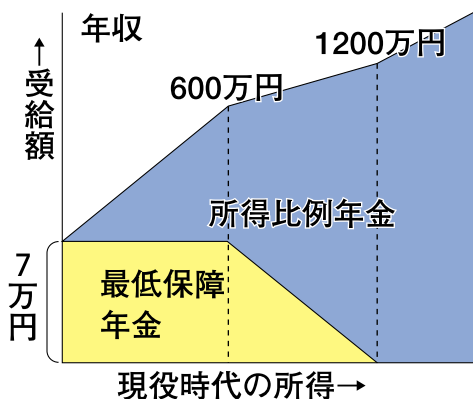
◆主な年金改革案（イメージ図）

政府・与党案



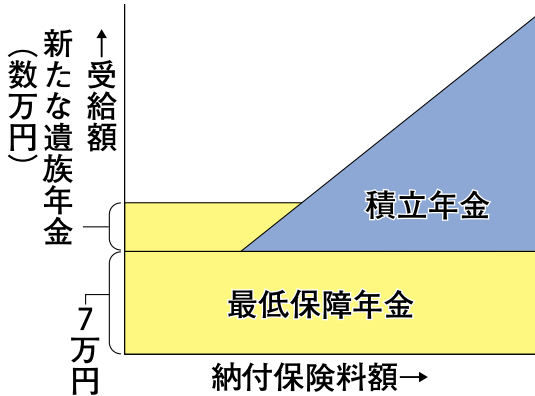
- ・基礎年金の国庫負担を1/2に引き上げ
- ・厚生年金と共済年金を統合

民主党案



- ・高額所得者には最低保証年金なし
- ・所得の把握が困難
- ・財源の根拠に乏しい

「年金制度を抜本的に考える会」案





「年金制度を抜本的に考える会」の様子

同時に統合できない年金記録の問題が解消します。

また、国民年金保険料の徴収業務が不要になりますから、年間約六百五十億円の経費縮減が可能となります。

現在の制度では、保険料未納の人が老後に貯蓄も資産もない場合には、生活保護を受けることとなります。

例えば佐賀市では単身世帯で、住宅扶助も併せて最大十萬三千八百四十

円の生活保護費が支払われます。現在、国民年金の保険料(平成十九年

度で一万四千円)を四十年支払った

場合の年金受給額が六万六千円。四十年間保険料を払い続けた人より

も、はるかに多額の生活保護費が出るとなると、保険料を納付する意欲

が低下するのは当然です。税方式ではそうした問題が解決さ

れるほか、二十五年未満の納付者には年金が全く受給されないといった

問題や、定額負担で所得のない人にとって負担が重いという問題も解決

できます。では、その財源はどこからもつて

くるのでしょうか。最低保障年金の財源は、消費税を充てることが現実

的です。その場合、全額消費税でまかなうことを想定すれば消費税を七

%もアップさせなければなりません

が、一方で夫婦で二万八千二百円の保険料負担がなくなりますから、年

収五百四十万円未満の方にとっては負担が軽くなる試算になります。

すでに年金を受給している方に対しては、消費税アップによって価格

が上昇する分を吸収するために、基礎年金を六万六千円から七万円に引き上げることとします。また、この

制度を導入すればこれまで保険料を支払ってきた人にも、払わなかった

人にも一律七万円が給付され不公平が生じますので、国民年金積立金を

利用し、これまで払ってきた方々には最低保障年金にその分を上積みし

て支給することによって解決を図ることを考えています。

一方、積立年金部分は所得水準によらず任意の積み立ても可能な方式

を提案しています。ライフスタイルの多様化によって、老後の設計もま

ちまちまになってきています。老後も働きながら社会参画したい人は、年

金は所得を補完する役割として多くを必要としませんが、趣味を謳歌し

たい人はその原資としての年金を若いうちから多めに掛けておくという

仕組みです。

積み立てた年金は、たとえば四十年間積み立てたお金を、六十五歳から

八十五歳までの二十一年間に支給してもらおうといったシステムです。これ

は、自分だけで行うと百歳まで長生きをしたといったことへの対応が難

しくなりますから、国が全体の資金をコントロールする必要性が出てきます。積み立てた年金は物価変動に弱いという弱点もありますから、どのように運用していくかは課題となるでしょう。

現在の厚生年金では事業主の負担がありますが、これは今後も維持し、被用者の保険料とともに積み立てることが現実的ではないでしょうか。

また公的年金の強みを生かし、遺族年金や障害年金などいざというときの対応を充実させることが必要だ

と思います。現在、厚生年金では遺族年金がありますが、これまでの国民年金加入者も使える遺族年金を創

設することも検討することとします。今回お示ししたのは、あくまでも

案の一つです。さまざまな案にはメリット・デメリットがあり、しっかりと検証をしていかなければならないことは言うまでもありません。し

かし、年金制度の改革は急務です。大切なことは国民に開かれた場所

で議論し、国民の合意を形成しながら年金の信頼を取り戻すことです。政

治がリーダーシップを発揮し、今後議論を深めていきたいと思

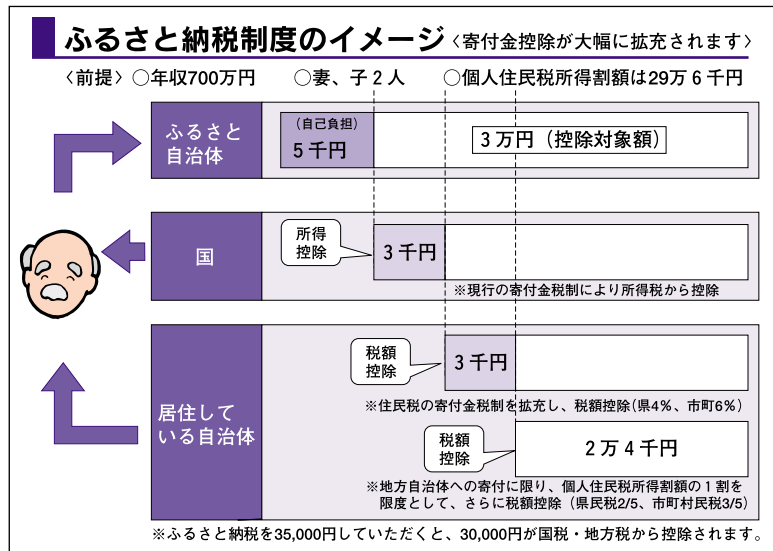
います。

「ふるさと納税」でふるさとを豊かに

平成二十年度税制改正案の項目の一つに「ふるさと納税」制度が盛り込まれました。

「ふるさと納税」とは、「ふるさと」に対し、貢献したり、応援したいという納税者の思いを実現する制度です。

「ふるさと納税」制度は、国税である所得税と地方税である個人住民



これまでにも、地方公共団体に対して寄附を行った場合の税負担の優遇制度はありましたが、今回の改正案では、これまでの優遇制度を大きく充実して、「ふるさと」への貢献や応援が、よりやりやすくなるように改められました。

「ふるさと納税」制度の導入は、税収の多い東京など大都市の地方公共団体と税収の少ない地方公共団体の間での税収の格差を少しでも少なくするという期待も込められています。皆さんが、「ふるさと」の大切さを改めて見直すということにも役立てていただきたいと思います。

税に関する制度であり、納税者が、自ら「ふるさと」と考える地方公共団体(都道府県、市町村)に対して寄附を行った場合に、その寄附金のうち、五千円を超える金額を、本来納めるべき税金の額から差し引き、税負担を軽くして、「寄附」という行為に対して優遇を行う制度です。

中小企業の相続税の軽減を大幅に拡充します

雇用の確保や地域の経済活力を維持するために、このたび中小企業の事業承継が見直され、非上場会社の相続税の軽減措置が大幅に拡充しました。

詳しいことは法律改正で明らかになりますが、今までは、株式の総額が二十億円未満の会社で、経営者が株式の五〇%以上を保有していた場

合は、子(後継者)に事業を承継すると、株について相続税が一〇%軽減されていました。(一方で、特定事業用宅地等を相続した場合は八〇%が軽減)。今回、従来の制度に代えて「相続税の納税猶予制度」を創設し、相続した株式についても相続税を八〇%軽減できることとなります。

改正の概要

自社株に係る10%減額措置(現行制度)

主な要件

〈対象会社要件〉

発行済株式総額 20億円未満 の会社

〈軽減対象の上限〉

相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

自社株に係る80%納税猶予(改正後)

主な要件

○対象会社は中小企業基本法上の中小企業

※株式総額要件は撤廃

○軽減対象となる株式の限度額は撤廃

※但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り。

農業・農村を守ることは国の基本

～農業政策を順次見直しています～

単純な例を挙げれば、相続税の課税価格が一億円であった場合には、改正前は一千万円（一億円×一〇％）だけしか軽減されなかったが、新制度では八千万円（一億円×八〇％）までの相続税の納税が猶予されることとなります。簡単にいうと八倍になったわけです。

また新しい制度では、対象となる会社が株式総額二十億円未満であることや軽減対象となる株式の上限額が十億円であることの要件はありませんので、事業を承継した場合の税負担軽減効果は相当なものとなることとが予想され、効果が八倍以上になることも考えられます。

しかし、相続税逃れ防止のため、相続後五年以上の事業継続や雇用の八割以上の維持などが条件とされており、相続した者が途中で事業をやめたり株を譲渡したりした場合などには、猶予された税金を全額納めなければなりません。

この新たな制度は、平成二十一年度税制改正で措置されますが、平成二十年十月にさかのぼって適用される予定です。

●一、二億円の緊急対策を実施

米の生産過剰や消費減退などにより生産者米価が急落し、当初は農協の概算払いが六〇kg当り七千円と発表されました。また、麦についても収入減、支払時期に関する多くの苦言を頂きました。与党で政策の見直しを行い、政府買入米の実施や生産調整拡大への対応、小麦主産地緊急支援など一・二億円の緊急米対策を行いました。

●生産調整の実施に向けた取り組み

四十七都道府県のうち三十三県が米の作付け過剰になっています。二十年産からは国、県、市町と農業団体が一体となって生産調整に取り組むことになりました。佐賀県は生産調整にこれまで誠実に取り組んできていたため、二十年の生産調整拡大分について十アル当り五万円の一時金が交付されることになりました。

●県内小麦生産者に四億四千万円の緊急支援

佐賀県の麦作経営安定資金（十八年度までの補助金）は年間七十億円が

支払われていました。本年度から導入された水田経営所得安定対策（旧称、品目横断的経営安定対策）では固定払（旧称、緑ゲタ）として七割が交付されることになっていました。しかし、固定払は四十三億円弱で予定の四十九億円を大きく下回りました。これは過去三十年の年平均収量として共済単収が基準となつているため最近の単収

増加が反映されていない事が原因です。そこで小麦の主産地として三千ヘクタール以上の作付面積などを条件に佐賀、福岡、熊本、北海道を対象に緊急支援が行われることになりました。佐賀県に対しては四億四千万円が交付されます。

●水田経営所得安定対策の要件緩和

農業者の皆さんの意見・要望にこたえるため、申請書類を平成二十年には半分、二十一年には三分の一に減らすことになりました。集落営農の五年以内の法人化についても弾力的に取り扱うことになりました。また水田経営所得安定対策（旧称、品目横断的経営安定対策）や麦・大豆直接支払（旧称、ゲタ）、固定払（旧称、緑ゲタ）、成績払（旧称、黄ゲタ）、収入減少補填（旧称、ナラシ）などわかりやすい言葉に変更されました。

●現場の声を国政に反映します

農業者の皆さんと意見交換会を開催し、切実な意見や要望を聞いて国や自民党に要望しています。期間借地による裏作麦の固定払（旧称、緑ゲタ）に関する権利移動や集落営農の運営課題など地域の実情に即した取り組みが重要と考えています。地域の声、佐賀の声を聞いて国政に反映していきます。



佐賀市の農業施設を視察し大豆の作柄の説明を受ける（10月11日）

フォトライブラリー



12月17日 千代田町の黒津漁港を視察しました。護岸の浸食や、棧橋付近の浚渫について、地元の要望をお聞きました。



12月11日 臓器移植法改正に関する参考人質疑で、質問を行いました。



12月5日 額賀財務大臣への要望活動。



1月19日 「障害福祉の未来に向けたシンポジウム」で基調講演を行い、パネルディスカッションではパネリストを務めました。障がい福祉の充実に取り組んで参ります。



1月1日 毎年恒例の新春の挨拶活動を行いました（佐嘉神社前）。



12月18日 歯科医師の先生方と意見交換会を行いました。歯科診療を取り巻く厳しい現状について多くのご意見を承りました。



1月29日 鳥栖・三養基西部環境施設組合の要望活動で鴨下環境大臣に要請。



1月28日 佐賀市で新春の集いを開催いたしました（鳥栖市で21日開催）。前幹事長の麻生太郎先生に講演をいただきました。お越しいました方々に心から御礼申し上げます。



1月27日 自民党佐賀県連青年局で街頭演説活動を行いました。道路財源などを中心に説明を行いました。



2月14日 議員面会所前で「日本農業危機突破パレード」の方々をお迎えました。佐賀からも多くの方が参加されました。



2月11日 鳥栖市での第24回ライジングサン駅伝大会の開会式で祝辞を述べさせていただきました。



2月3日 佐賀成田山で豆まきをさせていただきました。



3月6日 自民党国家戦略本部の「農山漁村の自立と共生プロジェクトチーム」の座長を務めることになりました。第一次産業の自立と共生に向けて、どのような長期的ビジョンを描くかを議論し、とりまとめを行っていきます。



2月17日 「きさらぎ杯争奪少年剣道大会」の開会式に出席し、少年・少女剣士の前に剣道の先輩として祝辞を述べさせていただきました。



2月16日 障がい者に関する最大規模の大会「アメリティーネットワークフォーラムin滋賀」に今年もシンポジウムのパネリストとして参加しました。

蒸しキャベツと挽肉・アンチョビ炒め



春野菜のおいしい季節となりました。今回は、キャベツと挽肉・アンチョビを使った簡単レシピ。試してみてください。



- 作り方**
- ①キャベツの外側の皮をむいて、適当な大きさに切って蒸し器で蒸す。
 - ②強火で、芯まで串が通るくらいまで蒸す(目安20分)
 - ③フライパンにオリーブオイルを入れ、油が温まったらニンニクを入れる
 - ④フライパンに、ひきにく、アンチョビ、鷹の爪を入れて炒め、塩・こしょうで味を調える
 - ⑤火が通ったら、万能ネギを入れて混ぜる

材料
2人分

- キャベツ…………… 小1/2個
- 挽肉(豚もしくは合い挽き)…………… 150g
- アンチョビ…………… 6枚
- ニンニク…………… 1かけ(みじん切り)
- オリーブオイル…………… 大さじ2
- 万能ネギ…………… 小口切りにして少々
- 塩・こしょう…………… 適量
- 鷹の爪(輪切り)…………… お好みの辛さに応じて

おわりに

「公共の精神、生命、伝統や文化の尊重」を盛り込んだ教育基本法の成立を受けた、このたびの学習指導要領の改訂で、中学生の体育で武道が必修化される見通しとなつていきます。小・中学生に、日本の文化を言葉で説明しようとしても、なかなか理解できないところが多いと思います。武道を通じて日本の伝統的な作法を自然と身につけることは、とても大切なことだと思えます。

たとえば、私が行っている剣道では、相手に敬意を払うとの精神から、一本を取ったあとガッツポーズなどを行えば、その一本は取り消しになります。また、打突したあとも心を残し油断しない「残心」という概念があり、打ったあとの体勢が悪ければ一本になりません。このようなルールから、学ばべきものは多いと思います。

現在、フランスの柔道人口は、日本の2倍だと言われています。フランスは、日本の人口の約半分ですから、この数字は驚きです。海外で注目されている日本文化を、私たちは喪失しないようにしていきたいですね。

Shall we 武道?

サポーター募集中です!!

皆様方のお支えがないと日々の活動ができません。

只今、たかまるサポーターズ・クラブの会員を募集しています。

年間2000円から(千円単位)受け付けております。

サポーターの方には「たかまる通信」を郵送いたします。

※お知り合いの方にもぜひお声をかけてください。入会の案内資料をお送りさせていただきます。

振込口座

郵便振込 01700-2-76522

(振込料は当方負担)

※この口座は公職選挙法により個人献金しか受けることができません。

企業からの献金につきましては、別途届出団体にて受けておりますので、福岡たかまる事務所に一報いただければと存じます。

発行/福岡たかまる後援会

※いろんなご意見、ご案内を是非お寄せください。

〒840-0804 佐賀市神野東3丁目2番13号

TEL0952-30-0555 FAX0952-30-0700

e-mail takamaro@takamaro.jp

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2

衆議院第2議員会館628号室

TEL03-3581-5111 (内線7628)

直通03-3508-7628

FAX03-3508-3258

福岡たかまるホームページ : www.takamaro.jp (毎日更新中)